

## 大きな「節目」を迎えるにあたって

心理臨床センター副センター長 武藤 崇

2015年9月、公認心理師法案が成立し、心理に関する国家資格が誕生することになりました。その法案の第一章第二条において「公認心理師」は、以下のように定義されています。

第二条 この法律において「公認心理師」とは、第二十八条の登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

- 一 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。
- 二 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- 三 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- 四 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。

以上の定義によれば、「公認心理師」という国家資格が誕生したとしても、従来から行われてきた心理学的な専門行為は、何ら変わるところはありません。ただし、今まで以上に、「心理学に関する専門的知識及び技術」に関する「質」が問われることになるでしょう。その場合、最新の専門的知識や技術を「吸収」するだけでなく、それらを「創出」し、「浸透」させていくことも、さらに求められることになると考えられます。

このような大きな節目を迎えたことにより、今後さまざまな混乱が生じるかもしれませんが（それが杞憂であるといえますが）、私たちは、上述したような「本来的なミッション」を見失うことのないよう、自らの専門性を向上させることに、今まで以上に精進を重ねていかねばなりません。その姿勢が本号に如実に反映されているかをご検討いただき、忌憚なきご意見を頂戴できますれば幸いです。

